設計住宅性能評価書のイメージ
（一戸建ての住宅の場合）

住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設 計 住 宅 性 能 評 価 書

（一戸建ての住宅）

（申請者の住所）
（申請者の氏名又は名称）　　様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正　令和７年３月31日国土交通省告示第248号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。
なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

１．建築主　　（氏名又は名称）　　（連絡先）

２．設計者　　（氏名又は名称）　　（連絡先）

３．住宅の名称

４．住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年　　月　　日
評価書交付番号	－　　－　　－
登録住宅性能評価機関名	印
機関登録番号	
評価員氏名	

●特記事項
住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第４項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果

確認の結果　　□ ： 適合　　□ ： 不適合
申請年月日：

注）点線囲み部分は、長期使用構造等であることの確認が併せて行われない場合は記載不要。

－住宅に関する基本的な事項（設計住宅性能評価申請書により確認したものである）－

事　項	内　容
住宅の階数	地上　〔　　階〕　地下　〔　　階〕
住宅の面積	建築面積　〔　　㎡〕　延べ面積　〔　　㎡〕
住宅の構造	〔　　造〕　一部　〔　　造〕

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第１条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
■	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	■	5-1 断熱等性能等級
□	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	■	5-2 一次エネルギー消費量等級
■	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止	□	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）
□	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	□	6-2 換気対策
□	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	□	7-1 単純開口率
■	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	□	7-2 方位別開口比
■	1-7 基礎の構造方法及び形式等	□	8-4 透過損失等級（外壁開口部）
□	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	□	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）
□	2-4 脱出対策（火災時）	□	10-1 開口部の侵入防止対策
□	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部)）	□	
□	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部以外)）	□	
■	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	□	
■	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	□	

－必須項目－

項　目		結　果	
1.構造の安定に関すること □ 経過措置適用有※ □ 経過措置適用無※	1-1耐震等級 （構造躯体の倒壊等防止） □ 評価対象外（免震建築物）	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ	
		3	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		2	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		1	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1-3その他 （地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	評価対象建築物が免震建築物であること	
		□ 免震建築物　□ その他	
	1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法	
		□ 地盤の許容応力度〔　　kN/㎡〕　□ 杭の許容支持力〔　　kN/本〕 □ 杭状改良地盤の許容支持力度〔　　kN/㎡〕　□ 杭状改良地盤の許容支持力〔　　kN/本〕 地盤調査方法等〔　　〕　地盤改良方法〔　　〕	
	1-7基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長	
		□ 直接基礎　構造方法〔　　〕　形式〔　　〕 □ 杭基礎　杭種〔　　〕　杭径〔　　cm〕　杭長〔　　m〕	
3.劣化の軽減に関すること	3-1劣化対策等級(構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度	
		3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で３世代（おおむね 75～90 年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
		2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で２世代（おおむね 50～60 年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
		1	建築基準法に定める対策が講じられている
4.維持管理・更新への配慮に関すること	4-1維持管理対策等級(専用配管) □ 該当なし	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の	
		3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
		1	その他

※評価方法基準　第５ 1-1（３）ホ又はへ①b（壁量基準）による場合の経過措置の適用
経過措置の適用無：令和７年４月 １日以降の基準に適合　　経過措置の適用有：令和７年３月31日以前の基準に適合

5.温熱環境・エネルギー消費量にに関すること	5-1 断熱等性能等級		外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
			地域の区分　　［1・2・3・4・5・6・7・8］
			外皮平均熱貫流率【　　W/（㎡・K）】冷房期の平均日射熱取得率【　　】
		7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている（8地域を除く）
		6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
		5	熱損失等のより大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている
		4	熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている
		3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
		2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
		1	その他
	5-2　一次エネルギー消費量等級		一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
			地域の区分　　［1・2・3・4・5・6・7・8］
			床面積当たりの設計一次エネルギー消費量【　　MJ/（㎡・年）】
		6	一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第１項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
		5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
		4	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第５条第１項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
		1	その他

－選択項目－

項　目			結　果
1.構造の安定に関すること	1-2耐震等級 （構造躯体の損傷防止） □ 評価対象外 （免震建築物）		地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
		3	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		2	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		1	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1-4耐風等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
		2	極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1	極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
	1-5耐積雪等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） □ 該当区域以外		屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
		2	極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1	極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
2.火災時の安全に関すること	2-1感知警報装置設置等級（自住戸火災時）		評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		1	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
	2-4脱出対策（火災時） □ 該当なし		通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策
			□ 直接階段に直接通ずるバルコニー　□ 隣戸に通ずるバルコニー □ 避難器具〔　　〕　□ その他〔　　〕
	2-5耐火等級 （延焼のおそれのある部分（開口部）） □ 該当なし		延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ
		3	火災を遮る時間が60分相当以上
		2	火災を遮る時間が20分相当以上
		1	その他
	2-6耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以		延焼のおそれのある部分の外壁等（開口部以外）に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
		4	火熱を遮る時間が 60 分相当以上

	る部分(開口部以外))	3	火熱を遮る時間が 45 分相当以上
	□ 該当なし	2	火熱を遮る時間が 20 分相当以上
		1	その他

6.空気環境	6-1ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）		居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策		
			□　製材等（丸太及び単層フローリングを含む）を使用する □　特定建材を使用する □　その他の建材を使用する （結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示		
		ホルムアルデヒド発散等級 □ 該当なし（内装） □ 該当なし（天井裏等）	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ		
			内装	天井裏等	
			3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のＦ☆☆☆等級相当以上)
			2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のＦ☆☆☆等級相当以上)
			1	ー	その他
	6-2換気対策		室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策		
		居室の換気対策	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策		
			□　機械換気設備　　□ その他［　　］		
		局所換気対策 □ 便所 該当な □ 浴室 該当な □ 台所 該当な	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策 便所：　□　機械換気設備 □ 換気のできる窓 □ なし 浴室：　□　機械換気設備 □ 換気のできる窓 □ なし 台所：　□　機械換気設備 □ 換気のできる窓 □ なし		
7.光・視環境に関すること	7-1単純開口率		居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合		
			単純開口率：［　　%以上］		
	7-2方位別開口率		居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率		
			北 ：［　　］　東 ：［　　］ 南 ：［　　］　西 ：［　　］　真上：［　　］		
8．音環境に関すること	8-4透過損失等級（外壁開口部） □ 北　該当なし □ 東　該当なし □ 南　該当なし □ 西　該当なし		居室の外壁の設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝播音の遮断の程度		
			北	東	南	西	
			3	3	3	3	特に優れた空気伝播音の遮断性能（日本工業規格の$R_{m(1/3)}$-25相当以上）が確保されている程度
			2	2	2	2	優れた空気伝播音の遮断性能（日本工業規格の$R_{m(1/3)}$-20相当以上）が確保されている程度
			1	1	1	1	その他
9.高齢者等への配慮に関すること	9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)		住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
			5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
			4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている	
			3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている	
			2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている	
			1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている	

<table>
<tr><td rowspan="12">10.防犯に関すること</td><td rowspan="12">10-1　開口部の侵入対策</td><td colspan="3">通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価対象開口部の区分</td><td>外部からの侵入を防止するための対策</td></tr>
<tr><td rowspan="3">〔　　階〕＊</td><td>a　住戸の出入口</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>b　地面から開口部までの下端まで高さが２m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>c　a及びb</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">〔　　階〕＊</td><td>a　住戸の出入口</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>b　地面から開口部までの下端まで高さが２m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>c　a及びb</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">〔　　階〕＊</td><td>a　住戸の出入口</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>b　地面から開口部までの下端まで高さが２m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>c　a及びb</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
</table>

＊　１つの階ごとに１つの欄を使用し、階の数だけ各欄を連結して使用する

設計住宅性能評価書のイメージ
（共同住宅等の場合）

住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設 計 住 宅 性 能 評 価 書

（共同住宅等）

（申請者の住所）
（申請者の氏名又は名称）　　様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正　令和７年３月31日国土交通省告示第248号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。
なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

１．建築主　　（氏名又は名称）　　（連絡先）

２．設計者　　（氏名又は名称）　　（連絡先）

３．住宅の名称

４．住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年　　月　　日
評価書交付番号	－　　－　　－
登録住宅性能評価機関名	印
機関登録番号	
評価員氏名	

●特記事項
住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第４項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果

確認の結果　　□ ： 適合　　□ ： 不適合
申請年月日：

注）点線囲み部分は、長期使用構造等であることの確認が併せて行われない場合は記載不要。

－住宅に関する基本的な事項（設計住宅性能評価申請書により確認したものである）－

事　項	内　容
住宅の階数	地上　〔　　階〕　地下　〔　　階〕
住宅の面積	建築面積　〔　　㎡〕　延べ面積　〔　　㎡〕
住宅の構造	〔　　造〕　一部　〔　　造〕

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第１条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
■	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	■	5-1 断熱等性能等級
□	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	■	5-2 一次エネルギー消費量等級
■	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	□	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）
□	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	□	6-2 換気対策
□	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	□	7-1 単純開口率
■	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	□	7-2 方位別開口比
■	1-7 基礎の構造方法及び形式等	□	8-1 重量床衝撃音対策
□	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	□	8-2 軽量床衝撃音対策
□	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	□	8-3 透過損失等級（界壁）
□	2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	□	8-4 透過損失等級（外壁開口部）
□	2-4 脱出対策（火災時）	□	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）
□	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部)）	□	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）
□	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部以外)）	□	10-1 開口部の侵入防止対策
□	2-7 耐火等級（界壁及び界床）	□	
■	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	□	
■	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	□	
■	4-2 維持管理対策等級（共用配管）	□	
■	4-3 更新対策（共用排水管）	□	
□	4-4 更新対策（住戸専用部）	□	

※5－1又は5－2若しくは両方の選択が必要な項目で、必須項目となる。

－必須項目（住棟）－

項　目		結　果	
1.構造の安定に関すること	1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） □ 評価対象外（免震建築物）	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ	
		3	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第３項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		2	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第３項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		1	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第３項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1-3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	評価対象建築物が免震建築物であること	
		□　免震建築物　　□　その他	
□ 経過措置適用有※	1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法	
		□　地盤の許容応力度〔　　kN/㎡〕　□ 杭の許容支持力〔　　kN/本〕 □　杭状改良地盤の許容支持力度〔　　kN/㎡〕　□ 杭状改良地盤の許容支持力〔　　kN/本〕 地盤調査方法等〔　　〕　地盤改良方法〔　　〕	
□ 経過措置適用無※	1-7基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長	
		□　直接基礎　構造方法〔　　〕　形式〔　　〕 □　杭基礎　杭種〔　　〕　杭径〔　　cm〕　杭長〔　　m〕	
3.劣化の軽減に関すること	3-1劣化対策等級(構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度	
		3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で３世代（おおむね 75～90 年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
		2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で２世代（おおむね 50～60 年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
		1	建築基準法に定める対策が講じられている

※評価方法基準　第５ １-１（３）ホ又はへ①b（壁量基準）による場合の経過措置の適用
経過措置の適用無：令和７年４月 １日以降の基準に適合　　経過措置の適用有：令和７年３月31日以前の基準に適合

4．維持管理・更新への配慮に関すること	4－2維持管理対策等級（共用配管）		共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の	
			3	清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
			2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
			1	その他
	4－3更新対策（共用排水管） □ 該当なし		共用排水管の更新を容易とするため必要な対策	
		更新対策等級（共用排水管）	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度	
			3	配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
			2	配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている
			1	その他
		共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置	
			□ 共用廊下に面する共用部分　□ 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 □ バルコニー　□ 住戸専用部　□ その他	

―必須項目（住戸）―

項　目			結　果
4.維持管理・更新への配慮に関すること	4-1維持管理対策等級(専用配管) □ 該当なし		専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程
		3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
		1	その他
5.温熱環境・エネルギー消費量にに関すること	5-1 断熱等性能等級		外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
			地域の区分　［1・2・3・4・5・6・7・8］
			外皮平均熱貫流率【　　W/（㎡・K）】冷房期の平均日射熱取得率【　　】
		7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている（8地域を除く）
		6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
		5	熱損失等のより大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている
		4	熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている
		3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
		2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
		1	その他
	5-2　一次エネルギー消費量等級		一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
			地域の区分　［1・2・3・4・5・6・7・8］
			床面積当たりの設計一次エネルギー消費量【　　MJ/（㎡・年）】
		6	一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第１項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
		5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
		4	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第５条第１項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
		1	その他

―選択項目（住棟）―

項　目			結　果
1.構造の安定に関すること	1-2耐震等級 （構造躯体の損傷防止） □ 評価対象外 （免震建築物）		地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
		3	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第２項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		2	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第２項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		1	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第２項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1-4耐風等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
		2	極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1	極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
	1-5耐積雪等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） □ 該当区域以外		屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
		2	極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
			極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるも

		1	のの1.4倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度

2.火災時の安全に関すること	2-5耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部）） □ 該当なし	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ	
		3	火災を遮る時間が60分相当以上
		2	火災を遮る時間が20分相当以上
		1	その他
	2-6耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外)) □ 該当なし	延焼のおそれのある部分の外壁等（開口部以外）に係る火災による火熱を遮る時間の長さ	
		4	火熱を遮る時間が 60 分相当以上
		3	火熱を遮る時間が 45 分相当以上
		2	火熱を遮る時間が 20 分相当以上
		1	その他

－選択項目（住戸）－

2.火災時の安全に関すること	２－１感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	
		4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		1	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
	２－２感知警報装置設置等級（他住戸火災時）	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	
		4	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で検知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
		3	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で検知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		2	他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		1	その他
	２－３避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下） □ 該当なし	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策	
	排煙形式	共用廊下の排煙の形式	
		□ 開放型廊下　□ 自然排煙 □ 機械排煙（一般）　□ 機械排煙（加圧式）　□ その他	
	平面形状	避難に有効な共用廊下の平面形状	
		□ 通常の歩行経路による二以上の方向への避難が可能 □ 直通階段との間に他住戸等がない　□ その他 （結果が「その他」の場合のみ、以下の「耐火等級（避難経路の隔壁の開口部）」の結果を表示する）	
	耐火等級（避難経路の隔壁の開口部）	避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ	
		3	火災を遮る時間が６０分相当以上
		2	火災を遮る時間が２０分相当以上
		1	その他
	2-4脱出対策（火災時） □ 該当なし	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策	
		□ 直接階段に直接通ずるバルコニー　□ 隣戸に通ずるバルコニー □ 避難器具〔　　〕　□ その他〔　　〕	
	２－７耐火等級（界壁及び界床） □ 該当なし	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ	
		4	火熱を遮る時間が６０分相当以上
		3	火熱を遮る時間が４５分相当以上
		2	火熱を遮る時間が２０分相当以上
		1	その他

4.維持管理・更新への配慮に関すること	4-4更新対策（住戸専用部）		住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策
		躯体天井高	住戸専用部の構造躯体等の床版等に挟まれた空間の高さ
			躯体天井高：〔　　mm以上〕 異なる躯体天井高の最も低い部分の部位（異なる躯体天井高が存する場合はその最も低い部分の内法高さを下に併せて表示）： □　はり　　□ 傾斜屋根　　□ その他　　□ 該当なし 異なる躯体天井高の最も低い部分の内法高さ〔　　mm以上〕
		住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無	住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるものの有無
	□ 該当なし		□　あり　　（　□ 壁 □ 柱） □　なし
6.空気環境	6-1ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）		居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策
			□　製材等（丸太及び単層フローリングを含む）を使用する □　特定建材を使用する □　その他の建材を使用する （結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。）
		ホルムアルデヒド発散等級 □ 該当なし（内装） □ 該当なし（天井裏等）	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ
			内装：3　天井裏等：3　ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のＦ☆☆☆等級相当以上) 内装：2　天井裏等：2　ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のＦ☆☆☆等級相当以上) 内装：1　天井裏等：－　その他
	6-2換気対策		室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策
		居室の換気対策	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策
			□　機械換気設備　　□ その他［　　］
		局所換気対策 □ 便所 該当なし □ 浴室 該当なし □ 台所 該当なし	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策
			便所：　□　機械換気設備　□ 換気のできる窓　□ なし 浴室：　□　機械換気設備　□ 換気のできる窓　□ なし 台所：　□　機械換気設備　□ 換気のできる窓　□ なし
7.光・視環境に関すること	7-1単純開口率		居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合
			単純開口率：［　　%以上］
	7-2方位別開口率		居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率
			北：［　　］　東：［　　］ 南：［　　］　西：［　　］　真上：［　　］
	８－１重量床衝撃音対策		居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断する対策
		重量床衝撃音対策等級 □ 該当なし（上階） □ 該当なし（下階）	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断するため必要な対策の程度
			上階 最高：5　上階 最低：5　下階 最高：5　下階 最低：5　特に優れた重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,H-50等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている 上階 最高：4　上階 最低：4　下階 最高：4　下階 最低：4　優れた重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,H-55等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている 上階 最高：3　上階 最低：3　下階 最高：3　下階 最低：3　基本的な重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,H-60等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている 上階 最高：2　上階 最低：2　下階 最高：2　下階 最低：2　やや低い重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,H-65等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている 上階 最高：1　上階 最低：1　下階 最高：1　下階 最低：1　その他
		相当スラブ厚（重量床衝撃音） □ 該当なし（上階） □ 該当なし（下階）	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ
			上階 最高：□ 27cm以上　□ ２０ｃｍ以上 □ １５cm以上 □ 11cm以上　□ その他 上階 最低：□ 27cm以上　□ ２０ｃｍ以上 □ １５cm以上 □ 11cm以上　□ その他 下階 最高：□ 27cm以上　□ ２０ｃｍ以上 □ １５cm以上 □ 11cm以上　□ その他 下階 最低：□ 27cm以上　□ ２０ｃｍ以上 □ １５cm以上 □ 11cm以上　□ その他

8．音環境に関すること	8－2軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）を遮断する対策
	軽量床衝撃音対策等級 □ 該当なし（上階） □ 該当なし（下階）	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）を遮断するため必要な対策の程度

上階 最高	上階 最低	下階 最高	下階 最低	
5	5	5	5	特に優れた軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,L-45等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている
4	4	4	4	優れた軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,L-50等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている
3	3	3	3	基本的な軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,L-55等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている
2	2	2	2	やや低い軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,L-60等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている
1	1	1	1	その他

	軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造） □ 該当なし（上階） □ 該当なし（下階）	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）の低減の程度

上階	最高	□ 30dB以上 □ 25dB以上 □ 20dB以上 □ 15dB以上 □ その他
上階	最低	□ 30dB以上 □ 25dB以上 □ 20dB以上 □ 15dB以上 □ その他
下階	最高	□ 30dB以上 □ 25dB以上 □ 20dB以上 □ 15dB以上 □ その他
下階	最低	□ 30dB以上 □ 25dB以上 □ 20dB以上 □ 15dB以上 □ その他

	8－3透過損失等級（界壁） □ 該当なし	居室の界壁に係る構造に関する空気伝播音の遮断の程度

4	特に優れた空気伝播音の遮断性能（特定の条件下では日本工業規格のR_r-55等級相当以上）が確保されている程度
3	優れた空気伝播音の遮断性能（特定の条件下では日本工業規格のR_r-55等級相当以上）が確保されている程度
2	基本的な空気伝播音の遮断性能（特定の条件下では日本工業規格のR_r-55等級相当以上）が確保されている程度
1	建築基準法に定める空気伝播音の遮断の程度が確保されている程度

	8-4透過損失等級（外壁開口部） □ 北 該当なし □ 東 該当なし □ 南 該当なし □ 西 該当なし	居室の外壁の設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝播音の遮断の程度

北	東	南	西	
3	3	3	3	特に優れた空気伝播音の遮断性能（日本工業規格の$R_{m(1/3)}$-25相当以上）が確保されている程度
2	2	2	2	優れた空気伝播音の遮断性能（日本工業規格の$R_{m(1/3)}$-20相当以上）が確保されている程度
1	1	1	1	その他

9.高齢者等への配慮に関すること	9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度

5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている
3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている
2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている
1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている

	9-2高齢者等配慮対策等級（共用部分） □ 該当なし	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度

5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮された措置が講じられている
4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮された措置が講じられている
3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている
2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている
1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている

<table>
<tr><td rowspan="12">10.防犯に関すること</td><td rowspan="12">10-1　開口部の侵入対策</td><td colspan="3">通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価対象開口部の区分</td><td>外部からの侵入を防止するための対策</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建物出入口の存する階の住戸
〔　　階〕＊
□　該当なし</td><td>a　住戸の出入口</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>b　地面から開口部までの下端まで高さが２m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>c　a及びb</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建物出入口の存する階の住戸
〔　　階〕＊
□　該当なし</td><td>a　住戸の出入口</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>b　地面から開口部までの下端まで高さが２m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>c　a及びb</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建物出入口の存する階の住戸
〔　　階〕＊
□　該当なし</td><td>a　住戸の出入口</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>b　地面から開口部までの下端まで高さが２m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが２m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
<tr><td>c　a及びb</td><td>□ すべての開口部が侵入対策上有効な措置の講じられた開口部である
□ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる
□ その他
□ 該当する開口部なし</td></tr>
</table>

※１つの階ごとに１つの欄を使用し、メゾネット等で１住戸に2以上の階がある場合には、階の数だけ各欄を連結して使用する。